

別表（第2条及び第8条関係）

種目	品目	対象者（者）	対象者（児・者）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上 ・ 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者		腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの		8年	154,000
	特殊マット	・ 下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。） ・ 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者	・ 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び下肢又は体幹機能障害2級以上であつて、原則として3歳以上のもの ・ 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にあるもの	じょくそうの防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	5年	70,000
	特殊尿器	・ 下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。） ・ 難病患者等にあつては、自力で排尿できない者	・ 下肢又は体幹機能障害1級であつて、原則として学齢児以上のもの（常時介護を要するものに限る。） ・ 難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害児等又は介護者が容易に使用できるもの	5年	67,000

			にあつては、 自力で排尿 できないも の				
入浴担 架	・ 下肢又は体 幹機能障害 2級以上(入 浴に当たつ て、介助を要 する者に限 る。) ・ 難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する 者	・ 下肢又は体 幹機能障害 2級以上であ つて、原則 として3歳 以上のもの (入浴に当 たつて、介助 を要するも のに限る。) ・ 難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する もの	障害者等を 担架に乗せ たままリフ ト装置によ り入浴させ るもの	障害児等を 担架に乗せ たままリフ ト装置によ り入浴させ るもの	5 年	82,400	
体位変 換器	・ 下肢又は体 幹機能障害 2級以上(下 着交換等に 当たつて、介 助を要する 者に限る。) ・ 難病患者等 にあつては、 寝たきりの 状態にある 者	・ 下肢又は体 幹機能障害 2級以上であ つて、原則 として学齢 児以上のも の(下着交換 等に当たつ て、介助を要 するものに 限る。) ・ 難病患者等 にあつては、 寝たきりの 状態にある もの	介護者が障 害者等の体 位を交換さ せるのに容 易に使用で きるもの	障害児等又 は介護者が 容易に使用 できるもの	5 年	15,000	
移動用 リフト	・ 下肢又は体 幹機能障害 2級以上 ・ 難病患者等 にあつては、 下肢又は体 幹機能に障 害を有する	・ 下肢又は体 幹機能障害 2級以上であ つて、原則 として3歳 以上のもの ・ 難病患者等 にあつては、	介護者が身 体障害者等 を移動させ るに当たつ て、容易に 使用できる もの。ただし、 天井走行型	介護者が身 体障害児等 を移動させ るに当たつ て、容易に 使用できる もの。ただし、 天井走行型	4 年	159,000	

		者	下肢又は体幹機能に障害を有するもの	その他住宅改修を伴うものを除く。	その他住宅改修を伴うものを除く。		
	訓練椅子	—	・ 下肢又は体幹機能障害 2 級以上であって、原則として 3 歳以上のもの ・ 難病患者等にあっては、同程度の障害を有するもの	—	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5 年	33,100
	訓練用ベッド	—	・ 下肢又は体幹機能障害 2 級以上であって、原則として学齢児以上のもの ・ 難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害を有するもの	—	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年	159,200
	カーシート	・ 体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 2 級以上の者 ・ 難病患者等にあっては、同程度の障害を有する者	—	障害者等が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの	—	3 年	50,000
自立生活支援	入浴補助用具	・ 下肢又は体幹機能障害	・ 下肢又は体幹機能障害	入浴時の移動、座位の保	入浴時の移動、座位の保	5 年	90,000

用具		者であって、入浴に介助を必要とする者 ・ 難病患者等にあつては、入浴に介助を要する者	児であって、入浴に介助を要するもので、原則として3歳以上のもの ・ 難病患者等にあつては、入浴に介助を要するものの	持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	持、浴槽への入水等を補助でき、障害児等又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	便器	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上 ・ 難病患者等にあつては、常時介護を要する者	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上であつて、原則として学齢児以上のもの ・ 難病患者等にあつては、常時介護を要するもの	障害者等が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	障害児等が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	29,800
	頭部保護帽	・ 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であつて、必要と認められる者 ・ 難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者	・ 知的障害児・者として判定されたものの、若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの ・ 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害児であつて、必要と認められるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	17,500

			の ・難病患者等 にあっては、 同程度の障 害を有する もの				
	T字 状・棒 状のつ え	・平衡機能又 は下肢若し くは体幹機 能に障害を 有する身体 障害者であ って、必要と 認められる 者 ・難病患者等 にあっては、 同程度の障 害を有する 者	・平衡機能又 は下肢若し くは体幹機 能に障害を 有する身体 障害児であ って、必要と 認められる もの ・難病患者等 にあっては、 同程度の障 害を有する もの	障害者等が 容易に使用 できるもの	障害児等が 容易に使用 できるもの	3年	3,000
	移動・ 移乗支 援用具	・平衡機能又 は下肢若し くは体幹機 能に障害を 有し、家庭内 の移動等にお いて介助を必要 とする者 ・難病患者等 にあっては、 同程度の障 害を有する 者	・平衡機能又 は下肢若し くは体幹機 能に障害を 有し、家庭内 の移動等にお いて介助を必要 とするものであ って、原則とし て3歳以上のも の ・難病患者等 にあっては、 同程度の障 害を有する もの	おおむね次の ような性能を有 する手すり、ス ロープ等である こと。 ア 障害者等 の身体機能を十 分踏まえたもの であって、必要 な強度と安定性 を有するもの イ 転倒予防、 立ち上がり動作 の補助、移乗動 作の補助、段差	おおむね次の ような性能を有 する手すり、ス ロープ等である こと。 ア 障害児等 の身体機能を十 分踏まえたもの であって、必要 な強度と安定性 を有するもの イ 転倒予防、 立ち上がり動作 の補助、移乗動 作の補助、段差	8年	60,000

				解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
特殊便器	・ 上肢障害 2 級以上 ・ 難病患者等にあつては、上肢機能に障害を有する者	・ 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり、訓練を行つても自ら排便後の処理が困難な者及び上肢障害 2 級以上のもので、原則として学齢児以上のもの ・ 難病患者等にあつては、上肢機能に障害を有するもの	・ 足踏ペダルにて温水温風が出るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	・ 足踏ペダルにて温水温風が出るもの及び知的障害児・者又は介護者が容易に使用できるもので温水温風が出るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	151, 200	
火災警報器	・ 障害等級 2 級以上で、かつ、火災発生の感知又は避難が著しく困難な者 ・ 難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者	・ 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び障害等級 2 級以上を有する身体障害児でそれぞれ火災発生の感知又は避難が著しく	・ 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	・ 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8 年	15, 500	

			困難なもの ・ 難病患者等 にあっては、 同程度の障 害を有する もの				
	自動消 火器	・ 障害等級 2 級以上で、か つ、火災発生 の感知又は 避難が著しく 困難な者 ・ 難病患者等 にあっては、 火災発生 の感知及び避難が著しく 困難な難病 患者等のみ の世帯及び これに準ず る世帯	・ 知的障害児・ 者として判 定され障害 の程度が重 度又は最重 度であるも の及び障害 等級 2 級以 上を有する 身体障害児 でそれぞれ 火災発生 の感知又は避難が著しく 困難なもの ・ 難病患者等 にあっては、 火災発生 の感知及び避難が著しく 困難な難病 患者等のみ の世帯及び これに準ず る世帯	・ 室内温度の 異常上昇又は 炎の接触で自動 的に消火液を噴 射し、初期火 災を消火で きるもの	・ 室内温度の 異常上昇又は 炎の接触で自動 的に消火液を噴 射し、初期火 災を消火で きるもの	8 年	28,700
	電磁調 理器	・ 視覚障害 2 級以上 ・ 難病患者等 にあっては、 同程度の障 害を有する 者(日常生活 上必要と認 められる世 帯)	・ 知的障害児・ 者として判 定された障 害の程度が 重度又は最 重度であつ て、18歳以上 のもの ・ 難病患者等 にあっては、 同程度の障 害を有する	・ 視覚障害者 等が容易に 使用できる もの	・ 知的障害児 等が容易に 使用できる もの	6 年	41,000

			もの				
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	・ 視覚障害 2 級以上 ・ 難病患者等 にあっては、 同程度の障 害を有する 者	・ 視覚障害 2 級以上であ って、原則と して学齢児 以上のもの ・ 難病患者等 にあっては、 同程度の障 害を有する もの	視覚障害者 等が容易に 使用できる もの	視覚障害児 等が容易に 使用できる もの	5 年	12, 000
	聴覚障 害者用 屋内信 号装置	・ 聴覚障害 2 級以上 ・ 難病患者等 にあっては、 同程度の障 害を有する 者(日常生活 上必要と認 められる世 帯)	—	音、声音等を 視覚、触覚等 により知覚 できるもの	—	5 年	87, 400
	視覚障 害者用 音声 I C タグ レコー ダー	・ 視覚障害 2 級以上 ・ 難病患者等 にあっては、 同程度の障 害を有する 者	・ 視覚障害 2 級以上のもの であって、 原則として 学齢児以上 であるもの ・ 難病患者等 にあっては、 同程度の障 害を有する もの	視力に障害 を有する者の 物の識別を 容易にする 製品であ って、I C タ グその他の 識別情報を 無線等によ り読み取り、 当該識別情 報とあらかじめ 関連づけ られた登録 音声デー タを音声に より案内を 行う機能を 有する器機 であって、点 字、凸線等 により操作	視力に障害 を有する者の 物の識別を 容易にする 製品であ って、I C タ グその他の 識別情報を 無線等によ り読み取り、 当該識別情 報とあらかじめ 関連づけ られた登録 音声デー タを音声に より案内を 行う機能を 有する器機 であって、点 字、凸線等 により操作	5 年	59, 800

				タンが知覚でき、視覚障害者等が容易に使用できるもの	タンが知覚でき、視覚障害児等が容易に使用できるもの		
	車椅子 (貸与)	・ 下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、下肢用の義肢、装具(以下装具等)を使用しており、それらの修理が必要なもの ・ 難病患者等にあっては、同程度の障害を有する者	・ 下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、下肢用の義肢、装具(以下装具等)を使用しており、それらの修理が必要なもの ・ 難病患者等にあっては、同程度の障害を有するもの	障害者等が装具等を修理する間の移動を可能とするもの	障害児等が装具等を修理する間の移動を可能とするもの	装具の修理に要する期間	介護保険単価
	地震防災用具	・ 障害等級４級以上の障害者であって、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる者 ・ 難病患者等にあっては、同程度の障害を有する者	・ 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるものの及び障害等級４級以上の障害児であって、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの	地震発災若しくは避難中に障害者等が容易に使用できるもの又は地震発災時に障害者の安全を確保する機能をするもの	地震発災若しくは避難中に障害児等が容易に使用できるもの又は地震発災時に障害児の安全を確保する機能をするもの	5年	50,000

			・ 難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する もの				
	障害者 用防災 リュック	・ 障害等級 4 級以上の障 害者であつ て地震発災 時の安全確 保が困難又 は避難生活 に支障が生 じる者 ・ 難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する 者	・ 知的障害児・ 者と判定さ れ障害の程 度が重度又 は最重度で あるもの及 び障害等級 4 級以上の 障害児であ つて、地震発 災時の安全 確保が困難 又は避難生 活に支障が生 じるもの ・ 難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する もの	障害者等が 容易に使用 できるもの で、安全を確 保する機能 を有するもの	障害児等が 容易に使用 できるもの で、安全を確 保する機能 を有するもの	5 年	7,000
	ガスコン ロ用 地震感 知安全 装置	・ 障害等級 2 級以上 ・ 難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する 者(火災発生 の感知及び 避難が著しく 困難な者)	・ 知的障害児・ 者として判 定され障害 の程度が重 度又は最重 度であるもの 及び障害 等級 4 級以 上の障害児 であつて、地 震発災時の 安全確保が 困難又は避難 生活に支障 が生じるもの ・ 難病患者等 にあつては、	地震等による 揺れを感じ し、ガスコン ロの火を自動 的に消火する もの	地震等による 揺れを感じ し、ガスコン ロの火を自動 的に消火する もの	5 年	50,000

			同程度の障害を有するもの				
	障害者用防災ベスト	・ 障害等級 4 級以上の障害者であって、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる者 ・ 難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者	・ 知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び障害等級 4 級以上の障害児であつて、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの ・ 難病患者等にあつては、同程度の障害を有するもの	障害者等が容易に使用できるもので、障害の有無を明示できるもの	障害児等が容易に使用できるもので、障害の有無を明示できるもの	5 年	5,000
在宅療養等支援用具	透析液加温器	・ 腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜かん流法(CAPD)による透析療法を行う者 ・ 難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者	・ 腎臓機能障害 3 級以上であつて、原則として 3 歳以上のもの ・ 難病患者等にあつては、同程度の障害を有するもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5 年	51,500
	ネブライザー（吸入器）	・ 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認	・ 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害児であつて、必要と認	障害者等が容易に使用できるもの	障害児等が容易に使用できるもの	5 年	36,000

		められる者 ・ 難病患者等 にあつては、 呼吸機能に 障害を有す る者	められるも ので、原則と して学齢児 以上のもの ・ 難病患者等 にあつては、 呼吸機能に 障害を有す るもの				
	電気式 たん吸引器	・ 呼吸器機能 障害 3 級以 上又は同程 度の身体障 害者であつ て、必要と認 められる者 ・ 難病患者等 にあつては、 呼吸機能に 障害を有す る者	・ 呼吸器機能 障害 3 級以 上又は同程 度の身体障 害児であつ て、必要と認 められるも ので、原則と して学齢児 以上のもの ・ 難病患者等 にあつては、 呼吸機能に 障害を有す るもの	障害者等が 容易に使用 できるもの	障害児等が 容易に使用 できるもの	5 年	56, 400
	吸引 器・ネ ブライ ザー両 用器	・ 呼吸器機能 障害 3 級以 上又は同程 度の身体障 害者であつ て、必要と認 められる者 ・ 難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する 者	・ 呼吸器機能 障害 3 級以 上又は同程 度の身体障 害児であつ て、必要と認 められるも ので、原則と して学齢児 以上のもの ・ 難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する もの	障害者等が 容易に使用 できるもの	障害児等が 容易に使用 できるもの	5 年	69, 000
	酸素ボ ンベ運 搬車	医療保険にお ける在宅酸素 療法を行う者	—	障害者等が 容易に使用 できるもの	—	10 年	17, 000
	視覚障	・ 視覚障害 2	・ 視覚障害 2	視覚障害者	障害児等が	5 年	9, 000

	害者用 体温計 (音声 式)	級以上 ・ 難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する 者(日常生活 上必要と認 められる世 帯)	級以上であ つて、原則と して学齡児 以上のもの ・ 難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する ものであつ て、当該者の 世帯が単身 世帯及びこ れに準ずる 世帯	等が容易に 使用できる もの	容易に使用 できるもの		
	視覚障 害者用 体重計	・ 視覚障害 2 級以上 ・ 難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する 者(日常生活 上必要と認 められる世 帯)	—	視覚障害者 等が容易に 使用できる もの	—	5 年	18,000
	視覚障 害者用 血圧計 (音声 式)	・ 視覚障害 2 級以上 ・ 難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する 者(日常生活 上必要と認 められる世 帯)	—	視覚障害者 等が容易に 使用できる もの	—	5 年	15,000
	パルス オキシ メータ ー	・ 呼吸機能障 害、心臓機能 障害又は同 程度の障害 を有する者 であつて、在 宅酸素療法 を行っている 又は人工	・ 呼吸機能障 害、心臓機能 障害又は同 程度の障害 を有する児 であつて、在 宅酸素療法 を行っている 又は人工	・ 脈拍数と経 皮的動脈 血酸素飽 和度を測 定でき、障 害者等が 容易に使用 できるもの	・ 脈拍数と経 皮的動脈 血酸素飽 和度を測 定でき、障 害児等及 び介護者 が容易に使用 でき	5 年	42,000 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機

		呼吸器を装着している者(呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めた者) ・難病患者等 にあつては、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸器を装着しているもの(呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めたもの) ・難病患者等 にあつては、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要なもの	・難病患者等 にあつては、真に必要と認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能をもつので、難病患者等が容易に使用できるもの	るもの ・難病患者等 にあつては、真に必要と認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能をもつので、難病患者等が容易に使用できるもの		能を有するものにあつては、157,500
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	・音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有する者 ・難病患者等 にあつては、同程度の障害を有する者	・音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であつて、発声・発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの ・難病患者等 にあつては、同程度の障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児等が容易に使用できるもの	5年	98,800
	情報・通信支援用具	・視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上若しくは脳原性運動機能障害(上肢	・視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上若しくは脳原性運動機能障害(上肢	パーソナルコンピュータ周辺機器又はソフト等であつて、障害者等が容易に使用	パーソナルコンピュータ周辺機器又はソフト等であつて、障害児等が容易に使用	4年	150,000

		機能障害に限る。)の身体障害者であって、必要と認められる者 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者	機能障害に限る。)の身体障害児であって、必要と認められるもの ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有するもの	できるもの	できるもの		
	点字ディスプレイ	・視覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者 ・難病患者等にあつては同程度の障害を有する者	—	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	—	6年	430,000
	点字器	・主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者	・主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有するもの	視覚障害者等が容易に使用できるもの	障害児等が容易に使用できるもの	5年	10,400
	点字タイプライター	・視覚障害2級以上 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込ま	・視覚障害2級以上 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有するもの(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込	視覚障害者等が容易に使用できるもの	障害児等が容易に使用できるもの	5年	82,000

		れる者)	まれるもの)				
視覚障害者用ポータブルレコーダー	・視覚障害 2 級以上 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者	・視覚障害 2 級以上であつて、原則として学齢児以上のもの ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有するもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者等が容易に使用できるもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害児等が容易に使用できるもの	6 年	85,000	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	・視覚障害 2 級以上 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者	・視覚障害 2 級以上であつて、原則として学齢児以上のもの ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有するもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用できるもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児等が容易に使用できるもの	6 年	99,800	
視覚障害者用読書器	・視覚障害者 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる	・視覚障害者 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有するものであつて、本装置により文字等を読むことが可能になる	画像入力装置を読み取り、印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せる	画像入力装置を読み取り、印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せる	8 年	250,000	

		者	るもので、原則として学 齢児以上の もの	もの又は撮 像した活字 を文字とし て認識し、音 声信号に変 換して出力 する機能を 有するもの で、障害者等 が容易に使用 できるもの	もの又は撮 像した活字 を文字とし て認識し、音 声信号に変 換して出力 する機能を 有するもの で、障害児等 が容易に使用 できるもの		
視覚障 害者用 小型拡大読書 器	・視覚障害者 ・難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する 者であつて、 本装置により 文字等を読 むことが可 能になる者	・視覚障害者 ・難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する ものであつ て、本装置 により文字 等を読むこ とが可能に なるもので、 原則として学 齢児以上の もの	読みたいもの （印刷物等） の上に置いて 拡大された画 像を表示でき るもので、容 易に持ち運び のできるもの	読みたいもの （印刷物等） の上に置いて 拡大された画 像を表示でき るもので、容 易に持ち運び のできるもの	5 年	35,900	
視覚障 害者用 時計	・視覚障害 2 級以上 ・難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する 者	—	視覚障害者 等が容易に 使用できる もの	—	5 年	13,300	
視覚障 害者用 ラジオ	・視覚障害 2 級以上 ・難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する 者	・視覚障害 2 級以上で原則 として学 齢児以上の もの ・難病患者等 にあつては、 同程度の障 害を有する もの	テレビ放送 等の音声を受 信する機能を 有し、視覚障害 者等が容易に 使用できるもの	テレビ放送 等の音声を受 信する機能を 有し、視覚障害 児等が容易に 使用できるもの	5 年	29,000	

聴覚障害者用通信装置	・聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者	・聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有するもの	通信回線に接続することにより、音声の代わりに文字等の印字又は映像等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	通信回線に接続することにより、音声の代わりに文字等の印字又は映像等により通信が可能な機器であり、障害児等が容易に使用できるもの	5年	印字型通信装置 25,000 映像型通信装置 71,000
聴覚障害者用情報受信装置	・聴覚障害者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者	・聴覚障害児であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有するもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用できるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児等が容易に使用できるもの	6年	88,900
人工喉頭	音声機能障害者等であつて、	音声機能障害児等であつて、	吸気によりゴム等の膜	吸気によりゴム等の膜	5年	73,000

		本装置により発声が可能になる者	本装置により発声が可能になるもの	を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口こう内に導き構音化するもの又は顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口こう内に導き構音化するもの	を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口こう内に導き構音化するもの又は顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口こう内に導き構音化するもの		
人工喉頭（埋込型用人工鼻）	音声機能障害者等であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	音声機能障害児等であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	発声が可能となる機器であり、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	発声が可能となる機器であり、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	—	月額 28,600	
福祉電話	・ 難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性和と認められる者 ・ 難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者	—	障害者等が容易に使用できるもの	—	6 年	40,000	
視覚障害者用図書	・ 主に、情報の入手を点字、大活字、音訳	・ 主に、情報の入手を点字、大活字、音訳	点字図書、大活字図書、D A I S Y 図	点字図書、大活字図書、D A I S Y 図	—		町 長 が 必 要 と 認 め た

		によっている視覚障害者 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者	によっている視覚障害児 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有するもの	書	書		額
	人工内耳用電池	・聴覚障害者 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者であつて、現に人工内耳を装用している者	・聴覚障害児 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有するものであつて、現に人工内耳を装用しているもの	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電器及び充電電池	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電器及び充電電池	3 年 (充電器) 1 年 (充電電池)	ボタン電池 月額 2,500 充電器 28,600 充電電池 17,600
	暗所視支援眼鏡	・夜盲又は視野狭さくの症状を有する視覚障害者であつて、視覚障害者安全つえを使用した単独歩行が可能で、医師の意見書等で有用性及び安全性が認められる者 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者（実機を体験し給付が必要であると認められる者に限	・夜盲又は視野狭さくの症状を有する視覚障害児であつて、視覚障害者安全つえを使用した単独歩行が可能で、医師の意見書等で有用性及び安全性が認められるもので、原則として学齢児以上のもの ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有するもの（実機を体験し給付	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等を目の前のモニターに映し出せるもの	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等を目の前のモニターに映し出せるもの	8 年	395,000

		る。)	が必要であると認められるものに限る。)				
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設者	ストーマ造設者	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	障害児等又は介護者が容易に使用できるもの	—	月額 20,600 (尿路系 11,700) (消化器系 8,900)
	収尿器	・高度の排尿機能障害者 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者	・高度の排尿機能障害児 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有するもの	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	障害児等又は介護者が容易に使用できるもの	—	8,500
	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	・高度の排便、排尿機能障害者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有する者	・高度の排便、排尿機能障害児又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難児 ・難病患者等にあつては、同程度の障害を有するもの	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	障害児等又は介護者が容易に使用できるもの	—	月額 12,000
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であつて、障害等級3級以	・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害児で	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	障害児等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000

		上の者(特殊便器への取替えをする場合は上肢障害２級以上の者) ・難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害を有する者	あつて、障害程度等級３級以上のもの(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害２級以上のもの) ・難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害を有するもの				
--	--	--	---	--	--	--	--

(注) 1 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付日から「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。

ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合又は再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合に限り、再交付することが可能であるものとする。

2 ストーマ装具及び紙おむつ等については、申請１回につき６か月まで一括交付できるものとする。